

次のとおり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第5条第2項の適用を受ける調達に係る一般競争入札（中小企業者参加奨励契約／以下単に「入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条第1項並びに特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号）第5条、第6条及び第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

高松市長 大西 秀人

※本案件は、積算内訳書（市指定様式）の提出が必要です。積算内訳書は、「積算内訳書の作成方法及び注意事項」により作成し、入札書に添付の上、提出してください。

1 入札に付する事項

(1) 件名

高松市庁舎設備運転管理業務委託

(2) 仕様書等

高松市庁舎設備運転管理業務委託特記仕様書・別紙（1～5）・平面図のとおり

(3) 業務の履行場所

高松市番町一丁目地内（高松市役所本庁舎、高松市防災合同庁舎（危機管理センター）、公用車駐車場）

(4) 履行期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 予定価格

非公表

(7) 入札保証金

免除

(8) 契約保証金

要（高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

10(6)参照)

(9) 支払条件

一部完了払（各月均等払い）

- (10) 一連の調達契約に関する事項
なし。

- (11) 欧州連合等の供給者の入札参加
認めない。

本入札においては、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定の附属書10第2編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する「高松市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画」を適用する。

- (12) 契約条項、入札説明書、申請書類等の入手方法

本市ホームページ（財産経営課）に掲載しているほか、窓口での配布も行っている。

2 入札参加資格

入札参加者は、高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領（令和元年8月1日施行。以下「実施要領」という。）第3条に規定する者かつ次の要件を全て満たしていること。なお、入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有することにつき契約事務担当員の確認を受けなければならない。また、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に実施要領第3条の参加資格を有しなくなった場合は、入札に参加できないこととする。

- (1) 実施要領第3条第6項に規定する市内企業であること。
(2) 令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿（以下「一般名簿」という。）又は令和5～7年高松市特定調達契約等一般競争入札参加資格者名簿（以下「特定調達契約等名簿」という。）において、業種名「75 建物管理」の営業種目「7505 電気設備の保守点検」、「7508 空調設備の保守点検」及び「7511 消防設備の保守点検」の3項目に登載されている者であること。

※ 法人については、さらに10(7)の2に定める要件を加えるものとする。

- (3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第2の2号に規定するサービス業に属する事業を主たる事業として営むものであること。
(4) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を高松市庁舎本庁舎、高松市防災合同庁舎（危機管理センター）にそれぞれ1名配置できること。
(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により同項第1号又は第8号の事業に係る登録を受けた営業所を市内に有すること。

(6) 組合については、その組合員が本業務に入札参加申請をしていないこと。

3 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請の手続

2(2)の規定にかかわらず、一般名簿又は特定調達契約等名簿に登載されていない者が入札に参加する場合又は当該名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）であって、2(2)で指定された業種に登載していないものが入札に参加する場合は、次に掲げる方法により特定調達契約に係る一般競争入札資格審査申請を行うことを認める。

ただし、有資格者については、別に定める登載業種の上限の範囲内でのみ申請することを可能とする。なお、詳細は、高松市ホームページ掲載の【特定調達契約等用】物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領及び【特定調達契約等用業種（営業種目）の追加受付】物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領の定めるところによる。

(1) 申請期限

令和6年5月13日(月) 正午まで

(2) 申請場所・問合せ先

高松市財政局契約監理課

TEL：087-839-2252

(3) 提出方法

持参により提出すること。

ア 提出場所 高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局契約監理課（市役所8階）

イ 提出日時 平日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日以外の日）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（**ただし提出期間の最終日は正午まで**）

4 入札参加申請

入札への参加を希望する者は、次に定めるところにより、所定の書類を提出し、2に定める入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) カに掲げる書類は、一般名簿又は特定調達契約等名簿の申請時にカに掲げる書類を提出している場合、提出は不要である。ただし、一般名簿又は特定調達契約等名簿の登載内容と変更されている場合は提出が必要である。また、サービス業に属する事業を主たる事業として営むことを確認できる書類については、市が提出を求めた場合、

速やかに提出するものとする。

なお、本社・本店の代表者以外の営業所等の代表者に、本案件に係る申請、入札、契約、代金の請求等の権限を委任する場合は、別途、委任状の提出が必要である。

- ア 中小企業者参加奨励契約に係る一般競争入札参加申請書
 - イ 市内事務所・事業所一覧表
 - ウ 常時使用する従業員数を確認することのできる書類
 - エ 2（5）を証する書類（写し可）
 - オ 市内企業付加要件についての誓約書（10（7）の3にある書類を添付）
 - カ 課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての滞納無証明書（高松市入札参加資格審査申請用）（※）
- ※ 令和6年4月1日以降発行分。写し可

(2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。それぞれ次に定めるところによる。

ア 持参の場合

- (ア) 提出場所 高松市番町一丁目8番15号
高松市財政局財産経営課
- (イ) 提出日時 平日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日以外の日）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで （ただし提出期間の最終日は正午まで）

イ 郵送の場合

- (ア) 提出先 〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市財政局財産経営課
- (イ) 郵送方法 一般書留又は簡易書留とし、封筒には「入札参加資格確認申請書 在中」の表示をすること。
- (ウ) 提出日時 提出期間の最終日の正午までに必着させなければならない。

(3) 提出期限

令和6年5月13日(月) 正午必着

(4) 入札参加資格結果の通知

申請者には、令和6年6月3日(月)午後5時までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を、原則、ファクシミリで送付する。

- ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(5) 参加申請書及び確認資料の作成に係る費用は、申請者の負担とし、提出された参

加申請書及び確認資料は、返却しない。

5 質問及び回答

- (1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和6年5月24日(金)正午までに質問書(指定様式)を財産経営課庁舎管理係にファクシミリで送信すること。

質問受付FAX番号 087-839-2166

- (2) 質問書受付後、速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり指名業者に通知します。なお、質問及び回答が通知された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければなりません。

ア 通知時期 令和6年6月3日(月)午後5時までに通知する。

イ 通知方法 全指名業者にファクシミリで通知する。

6 入札及び開札

- (1) 日時

令和6年6月7日(金) 午後2時

- (2) 場所

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎9階91会議室

- (3) 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

- (4) 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

7 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(全契約期間における総額とする。)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。

- (2) 住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、入札年月日(入札金額を記載した日)等を正確に記入し、押印の上、提出すること。訂正した場合は、訂正箇所に必ず同じ印鑑で押印すること(押印する場合の印鑑について、法人印(社印)は使用不可のため、代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用すること。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑とすること。)

なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名

及び連絡先の記載を可とする。押印のない入札書を提出する場合は、入札書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。なお、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても入札金額の訂正は認められない。

- (3) 代理人が入札に参加しようとするときは、入札書提出前に委任状を提出するものとする。また、入札書には、代表者氏名に加えて、代理人の記名・押印（押印する場合の印鑑は、委任状に押印した受任者印鑑とし、押印のない入札書を提出する場合は、(2)のとおり、責任者等の氏名及び連絡先を記載すること。）が必要である。
- (4) 公告を始め、その他指示事項等を遵守の上、入札に参加すること。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札は即時に行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者が決定した場合は、直ちに口頭で発表する。
- (2) 各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないときは再度の入札を行う。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格（最低制限価格に満たない金額で入札をした者等）となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 最も安価な入札金額をもって見積もった業者が2者以上あるときは、契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領（契約監理課ホームページ掲載）により、決定する。
- (4) 再度入札において、初回の入札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は失格とする。
- (5) 再度入札の結果、なお予定価格を超えている場合は、この入札は不調となるので最も安価な入札金額をもって入札した業者と契約金額等について協議する。なお、最も安価な入札金額をもって入札した業者が2者以上あるときも同様とする。

なお、入札結果は、本案件を掲載しているホームページ上で公表するほか、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱（もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ掲載)に基づき閲覧に供する。

9 入札の無効

(1) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の4、高松市契約規則第5条及び第12条の4によるものとし、かつ次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- イ 関係例規等、入札に関する条件に違反した入札
- ウ 連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの
- エ 委任状の提出がない代理人のしたもの
- オ 本案件において、委任を受けた代理人の提出した入札書に当該代理人の記名・押印（委任状に押印した受任者印鑑）のないもの
- カ 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
- キ 入札金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの（押印のない入札書においては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載がないもの）
- ク 入札金額及び積算内訳書を訂正したもの
- ケ 積算内訳書に記載のないもの、当該内訳欄に記載された人数、数量及び単価による合計金額、若しくは総合計金額の積算に誤りのあるもの、又は総合計金額と入札金額が不整合であるもの
- コ 市が指定する入札書以外の様式によるもの
- サ 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
- シ アからサまでに掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

10 注意事項

- (1) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (2) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (3) 本案件で提出を要する積算内訳書については、次のとおりとする。
- ア 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、その書換え、引換え又は撤回することができない。
 - イ 積算内訳書に記載された業務価格と入札書の入札金額とが合致しない場合又は積算内訳書に記載された直接物品費、業務管理費、一般管理費等及び公表単価・見積による業務単価の合計額を算出した後において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引き処理がされた業務価格である場合は、当該入札は無効とする。

- ウ 積算内訳書は、返却しない。
- (4) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 契約保証金は、次に定めるところによる。
- ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、1年当たりの額に換算した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (7) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。
- ア 記名押印した契約書
- イ 2(4)を満たすことを証する書類（業務関係者届出書等）
- ウ 各年度の契約金額（令和6年度～令和9年度の各年度分）を記載した内訳書
- (7)の2 主たる事務所は、電話、ファクシミリ、郵便等による市からの契約に関する通知先であることにかんがみ、次の要件を満たすものでなければならない。
- ア その事務所内に固定電話が設置されていること。ただし、常時転送されるものは固定電話と認められない。
- イ その事務所内にファクシミリが設置されていること。ただし、常時転送されるものはファクシミリと認められない。
- ウ その商号又は名称が表示された郵便受けがその事務所建物に設置されていること。
- (7)の3 入札参加申請に合わせ、次に定めるところにより、写真及び略図を提出しなければならない。写真は、入札参加申請書提出期限日から3か月以内に撮影したものに限り、撮影日を、①電子メールの送付文に記す、②カメラの機能を使って写し込む、③写真の裏面に記載する等により、明らかにすること。
- ア 主たる事務所の写真
- (ア)から(ウ)までの事項を確認することができる写真を提出すること。
- なお、(ア)、(イ)、(ウ)それぞれにつき1枚ずつである必要はない。
- (ア) 建物の全景（テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板）
- (イ) 事務所建物に設置された郵便受け（表示された商号又は名称が確認できるものであること。）

- (ウ) 主たる事務所の内部（設置されている固定電話及びファクリミリを写し込むこと。また、事務所の窓等から見える外の景色を、事務所内部を写し込んで撮影すること。）
- イ 主たる事務所付近の略図
次の要領で作成すること。
- (ア) 事務所の位置が確認できる程度に詳細なものとする。
- (イ) 事務所がその建物内にあることの確認ができるよう、ア(ウ)で撮影された景色にある建物や山などを略図中に明示すること。
- ウ 写真及び略図の提出先
- (ア) 電子メールの場合 (zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp)
- (イ) 持参の場合 高松市番町一丁目8番15号 高松市財政局財産経営課
- (8) 2(4)の書類は、次のとおりとする。
- ア 法令資格者の資格を明らかにする書類
- イ 「資格確認」関係
当該実務経験年数を証明する書類
- (9) 落札業者は、当該入札書の入札金額の内訳等（各年度の契約金額（令和6年度～令和9年度の各年度分））の分かる「内訳書」を提出してください。免税事業者である場合は、これに加え、「免税事業者届出書」を提出してください。
- (10) この公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、高松市契約規則、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則及び高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領その他関係規程の定めるところによる。
- (11) この告示に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称、所在地等
高松市番町一丁目8番15号
高松市財政局財産経営課庁舎管理係
TEL：087-839-2255

12 Outline

(1) Contents of bidding

Consignment of Takamatsu City Hall Facility Operation and Management

(2) Period of contract

From July 1, 2024 to June 30, 2027

(3) Bid opening date and time

June 7, 2024 2:00 p. m.

(4)Special Notes

In accordance with Article 5, Paragraph 2 of the Cabinet Order providing for Special Exceptions to procedures for procurement of goods, etc. or specified services by local public entities, the participation of suppliers from the European Union shall not be permitted in this bidding.

(5)Contact Information for Inquiries

City of Takamatsu Property Management Section
1-8-15 Bancho, Takamatsu, Kagawa 760-8571 JAPAN
Phone: +81-87-839-2255

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

【適正な労働条件の確保について】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によることとします。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法

令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているので留意すること。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与